

## ■ 指定管理者の指定

当施設は、公益財団法人広島市文化財団 が下記のとおり、広島市から「指定管理者」の指定を受けています。

### 1 施設の概要

#### (1) 施設名及び所在地

広島市東区民文化センター 広島市東区東蟹屋町 10 番 31 号

#### (2) 設置目的

市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、もって地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図る。

#### (3) 管理の基準

##### ア. 休館日

(ア) 月曜日(休日および 8 月 6 日に当たるときは開館)

(イ) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

イ. 開館時間…午前 9 時から午後 9 時まで

### 2 指定管理者

(1) 名称(所在地)／公益財団法人広島市文化財団(広島市中区加古町 4 番 17 号)

(2) 指定期間／令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

### 3 事業概要等

#### (1) 業務内容の概要

ア. 区民文化センターの使用許可に関すること。

イ. 区民文化センターへの入館の制限に関すること。

ウ. 区民文化センターの特別設備の設置の許可に関すること。

エ. 区民文化センターの建物及び設備の維持管理に関すること。

オ. その他市長が定める業務

#### (2) 主な市民サービスの向上の内容

##### ア. 開館日の拡大

平成 23 年 4 月 1 日以降の休館日(月曜日)が祝日にあたった場合の振替休館日の撤廃。

##### イ. 備品の利用料金の見直し

音楽室のステレオ、電子オルガン、ホールの映写機等を無料化。

### 4 広島市の所管課

市民局文化スポーツ部文化振興課

電話／082(504)2500 FAX／082(504)2066